

第2章 技術上の基準、検査の方法及び検査の合格基準

新			旧			備考
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	
1 略	1 略	1 略	1 略	1 略	1 略	KHKS0712 改正に伴う変更
<p>2 ゴムキャップは、次に掲げる条件に適合するゴムで製造されたものであること。</p> <p>(1) 液化石油ガスに侵されないものであること。</p> <p>(2) 引張強さが強く、硬さが適切であり、耐老化性に優れ、かつ、永久伸びが少ないものであること。</p>	<p>2</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)イ 引張強さが強いことについては、<a href="#">JIS K 6251(2017)</a>加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引張特性の求め方に定める方法により、引張強さが10MPa以上、伸びが250%以上であることを確認すること。</p> <p>ロ 硬さが適切であることについては、<a href="#">JIS K 6253-3(2012)</a>加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—硬さの求め方—第3部:デュロメータ硬さに定める方法により行い、硬さが55±10の範囲にあることを確認すること。</p> <p>ハ 耐老化性に優れていることについては、<a href="#">JIS K 6257(2017)</a>加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—熱老化特性の求め方の<a href="#">箇条3.3試験方法</a>に規定する促進老化試験の<a href="#">A法(AtA-1)</a>に定める方法(試験温度70°C±1°Cで試験時間を96時間以上とする。)により、引張強さの低下率が20%以下、伸びの低下率が20%以下であることを確認すること。</p>	<p>2</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)イ ゴムキャップと同等の条件で加硫したゴム板からダンベル状の3号試験片を採取し、B欄に掲げる方法により試験を行い、引張強さが10MPa以上、伸びが250%以上であることを確認したものをもって合格とする。</p> <p>ロ イと同様な素材板を用い、B欄に掲げる方法により試験を行い、硬さが55±10の範囲にあることを確認したものをもって合格とする。</p> <p>ハ イと同様な試験片を用い、B欄に掲げる方法により試験を行い、引張強さの低下率が20%以下、伸びの低下率が20%以下であることを確認したものをもって合格とする。</p>	<p>2 ゴムキャップは、次に掲げる条件に適合するゴムで製造されたものであること。</p> <p>(1) 液化石油ガスに侵されないものであること。</p> <p>(2) 引張強さが強く、硬さが適切であり、耐老化性に優れ、かつ、永久伸びが少ないものであること。</p>	<p>2</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)イ 引張強さが強いことについては、<a href="#">日本工業規格K6251(2010)</a>加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引張特性の求め方に定める方法により、引張強さが10MPa以上、伸びが250%以上であることを確認すること。</p> <p>ロ 硬さが適切であることについては、<a href="#">日本工業規格 K 6253-3(2012)</a>加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—硬さの求め方—第3部:デュロメータ硬さに定める方法により行い、硬さが55±10の範囲にあることを確認すること。</p> <p>ハ 耐老化性に優れていることについては、<a href="#">日本工業規格K6257(2010)</a>加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—熱老化特性の求め方の<a href="#">4 原理</a>に規定する促進老化試験の<a href="#">AA-2</a>に定める方法(試験温度70±1°Cで試験時間を96時間以上とする。)により行い、引張強さの低下率が20%以下、伸びの低下率が20%以下であることを確認すること。</p>	<p>2</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)イ ゴムキャップと同等の条件で加硫したゴム板からダンベル状の3号試験片を採取し、B欄に掲げる方法により試験を行い、引張強さが10MPa以上、伸びが250%以上であることを確認したものをもって合格とする。</p> <p>ロ イと同様な素材板を用い、B欄に掲げる方法により試験を行い、硬さが55±10の範囲にあることを確認したものをもって合格とする。</p> <p>ハ イと同様な試験片を用い、B欄に掲げる方法により試験を行い、引張強さの低下率が20%以下、伸びの低下率が20%以下であることを確認したものをもって合格とする。</p>	<p>引用 JIS 最新版の適用</p> <p>表記の変更</p> <p>引用 JIS 最新版の適用</p> <p>単位表記の修正</p>

新			旧			備考
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	
	ニ 永久伸びが少ないことについては、 <a href="#">JIS K 6273(2018)</a> 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引張永久ひずみ、伸び率及びクリープ率の求め方の5_定伸長引張永久ひずみ試験に定める方法(試験片に与える伸び100%±10%、試験温度23°C±2°C及び試験時間を24 <sup>0</sup> <sub>2</sub> 時間とする。)により行い、永久伸びが15%以下であることを確認すること。	ニ イと同様なゴム板から試験片を採取し、B欄に掲げる方法により試験を行い、永久伸びが15%以下であることを確認したものをもって合格とする。		ニ 永久伸びが少ないことについては、 <a href="#">日本工業規格K6273(2006)</a> 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引張永久ひずみ、伸び率及びクリープ率の求め方の5_定伸長引張永久ひずみ試験に定める方法(試験片に与える伸び(100±10)%、試験温度23±2°C及び試験時間を24 <sup>0</sup> <sub>2</sub> 時間とする。)により行い、永久伸びが15%以下であることを確認すること。	ニ イと同様なゴム板から試験片を採取し、B欄に掲げる方法により試験を行い、永久伸びが15%以下であることを確認したものをもって合格とする。	引用 JIS 最新版の適用  単位表記の修正
3 ゴムキャップの性能は、次に掲げる条件に適合するものであること。 (1) 気密性能は、22.5kPa 以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。  (2) 耐候性を有するものであること。  (3) 温度 120°C 以上において、使用に耐えるものであること。	3  (1) 略  (2) 耐候性を有することについては、 <a href="#">JIS K 6259-1(2015)</a> 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—耐オゾン性の求め方— <a href="#">第1部:静的オゾン劣化試験及び動的オゾン劣化試験の10</a> 静的オゾン劣化試験に定める方法(オゾン濃度を500ppb±50ppb(50pphm±5pphm)、試験温度を40°C±2°C、試験時間を96時間とし、伸びは、ガス栓にゴムキャップを確実に装着することにより与える。)により行い、いずれの部分にもき裂のないことを確認すること。  (3) 略	3  (1) 略  (2) B欄に掲げる方法により試験を行い、目視(10倍の拡大鏡の使用を含む)により、使用上支障のあるき裂等が生じていないことを確認したものをもって合格とする。  (3) 略	3 ゴムキャップの性能は、次に掲げる条件に適合するものであること。 (1) 気密性能は、22.5kPa 以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。  (2) 耐候性を有するものであること。  (3) 温度 120°C 以上において、使用に耐えるものであること。	3  (1) 略  (2) 耐候性を有することについては、 <a href="#">日本工業規格K6259(2004)</a> 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—耐オゾン性の求め方5_静的オゾン劣化試験に定める方法(オゾン濃度を500±50ppb(50±5pphm)、試験温度を40±2°C、試験時間を96時間とし、伸びは、ガス栓にゴムキャップを確実に装着することにより与える。)により行い、いずれの部分にもき裂のないことを確認すること。  (3) 略	3  (1) 略  (2) B欄に掲げる方法により試験を行い、目視(10倍の拡大鏡の使用を含む)により、使用上支障のあるき裂等が生じていないことを確認したものをもって合格とする。  (3) 略	引用 JIS 最新版の適用  単位表記の修正
4 ゴムキャップの見やすい箇所に、製造事業者の名称又はあらかじめ当該検査機関に届け出た略称及び製造年が表示されていること。	4 目視により確認すること。	4 略 (1) 略 (2) 製造年…西暦による(2020年に製造したものであれば20とする。)	4 ゴムキャップの見やすい箇所に、製造事業者の名称又はあらかじめ当該検査機関に届け出た略称及び製造年が表示されていること。	4 目視により確認すること。	4 略 (1) 略 (2) 製造年…西暦による(2009年に製造したものであれば09とする。)	